

主税局都民の声窓口寄せられた都民の声(令和3年6月分)

◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	8	17	13	2	3,140	4	3,184

※上記区分の定義

提言 : 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見 : 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情 : 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望 : 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ : 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(令和3年6月分)

▶ (都民の声)納税管理人制度について教えてほしい。

(回答)納税義務者が、都内(固定資産税・都市計画税、特別土地保有税、事業所税は23区内)に住所・居所・事務所・事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理するための納税管理人を定めなければなりません。納税管理人になることができる方は、都内(固定資産税・都市計画税、特別土地保有税、事業所税は23区内)に住所等を有する方です。

納税義務者の方は、納税管理人を定めた上で、所管の都税事務所に「納税管理人申告書」を提出する必要があります。様式は都税事務所にて入手できるほか、東京都主税局ホームページからもダウンロード可能です。詳しくは以下のURLをご覧ください。

納税管理人申告のご案内

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/80.pdf>

▶ (都民の声) 法人事業税に係る外形標準課税について教えてほしい。

(回答) 所得に課税される法人で事業年度終了の日における資本金の額または出資金の額が1億円を超えている法人が対象となります。ただし、公共法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人は除きます。

外形標準課税の対象となった場合の適用税率など、詳しくは以下のURLをご覧ください。

法人事業税に係る外形標準課税の概要

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/info/gaikei-01.html>